

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年 内閣府令第三号）
総務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二十八条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、郵便保険会社若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員（以下この項において「郵便保険会社等の役員」という。）又は郵便保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人、その役員若しくは従業員（郵便保険会社等の役員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 保険業法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、同法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは保険業法施行規則第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は保険業法第三百七条第一項第三号に該当する行為</p> <p>〔四〇六 略〕</p>	<p>第二十八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 保険業法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、同法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは保険業法施行規則第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は保険業法第三百七条第一項第三号に該当する行為</p> <p>〔四〇六 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	「4 ～ 6 略」	「4 ～ 6 同上」
--------------------	--------------------	---------------------

附 則

この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。